

旧宮城県教育研修センター跡地等利活用企画提案事業者選定に係る質問への回答

令和元年6月14日
宮城県教育委員会

問	1) 現有建物の建築基準法上の主要用途は何でしょうか？ それにより用途変更の必要性があると思われませんが、見解をお聞かせ下さい。
答	⇒ 現在の建物の用途は事務所であり、学校等へ用途変更が必要であると考えております。

問	2) 用途変更が必要な場合、福祉条例が掛かってきますか？ また、エレベーターや車椅子トイレの設置検討が必要になりますか？
答	⇒ 建築確認等に係る所管庁である仙台市に確認願います。

問	3) 学校校舎と寄宿舍を同一建物内にする場合、建築基準法上の主要用途は「特別支援学校」と「寄宿舍」でしょうか？
答	⇒ 建築確認等に係る所管庁である仙台市に確認願います。

問	4) 現有施設の「検査済証」「確認申請書」の有無について教えて下さい。
答	⇒ 本館・技術棟・宿泊棟の台帳記載事項証明書はありますが、その他の書類は保有しておりません。

問	5) 本館以外の建物の構造図面の有無について教えて下さい。
答	⇒ 保有しておりません。

問	6) 現有施設をすべて解体のうえ、新築で設置する場合、又は一部改修し一部新築で設置した場合、県の補助金の対象の解釈はどのようになりますでしょうか？
答	⇒ 現有施設を利活用した改修のほか、新築についても対象とする予定です。

問	7) 施設改修のための県の補助金とは別に、耐震工事補助金も受けることは出来るのでしょうか？
答	⇒ 当該施設改修に係る補助金のほか、活用できる補助金を受けることは可能ですが、総工事費から当該補助制度以外に活用した補助制度の収入金額を控除した額を当該補助制度の対象経費として、補助金を算定する予定です。 なお、耐震工事補助金について、県には補助制度はありません。また、仙台市の補助制度については県有施設のため補助対象ではありません。

問	8) 施設改修に伴う耐震診断の診断結果(2、3次診断実施想定)で使用不適合だった場合、貸付希望物件・施設構成・配置計画・スケジュール等の変更を余儀なくされる可能性があります。その場合の変更はどこまで許容されるのでしょうか?
答	⇒ できるだけ早期の開学が望ましいところです。合理的な理由により変更することは許容の範囲と考えておりますが、具体的な内容については、協議することになると考えております。

問	9) 提案書「宮城教育大学との連携に関する考え方」について、宮城教育大学との面会を踏まえ、ハード整備面の記載は可能ですが、ソフト面の連携は今後時間を掛けた打合せが必要です。その観点での記載で問題ないでしょうか?
答	⇒ 問題ありません。